

## 第 19 回理事会 次第

日時：2023 年 3 月 27 日(月) 午後 3 時 40 分から  
場所：名古屋コンベンションホール 3 階メインホール

### 1 開 会

### 2 議 事

#### 【議 案】

- |         |   |
|---------|---|
| 第 1 号議案 | 2023 年度事業計画、収支予算 並びに 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認について【資料 1】 |
| 第 2 号議案 | 事務局規程の一部改正について  |
| 第 3 号議案 | コンプライアンス規程の一部改正について                                     |
| 第 4 号議案 | 就業規程の一部改正について   |
| 第 5 号議案 | 職員の給与に関する規程の一部改正について                                    |
| 第 6 号議案 | 役員等旅費規程の一部改正について  |
| 第 7 号議案 | 旅費規程の一部改正について   |
| 第 8 号議案 | マーケティング代理店の決定方法について                                     |

#### 【報告事項】

- |        |   |
|--------|---|
| 報告事項 1 | 特別顧問及び顧問の決定について                                 |
| 報告事項 2 | 大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針（案）について |
| 報告事項 3 | 職務執行状況について【資料 2】                                |

### 3 閉 会

#### 《配布資料》

##### 第 19 回理事会議案書

資料 1 2023 年度事業計画書、収支予算書 並びに 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

参考 1 開催までの主な取組予定

参考 2 第 20 回アジア競技大会 競技会場の検討状況一覧表

資料 2 職務執行状況報告書

# 第 19 回理事会議案書

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

# 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

## 第 19 回理事会

### 【議 案】

- 第 1 号議案 2023 年度事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認について
- 第 2 号議案 事務局規程の一部改正について
- 第 3 号議案 コンプライアンス規程の一部改正について
- 第 4 号議案 就業規程の一部改正について
- 第 5 号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について
- 第 6 号議案 役員等旅費規程の一部改正について
- 第 7 号議案 旅費規程の一部改正について
- 第 8 号議案 マーケティング代理店の決定方法について

### 【報告事項】

- 報告事項 1 特別顧問及び顧問の決定について
- 報告事項 2 大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針（案）について
- 報告事項 3 職務執行状況について

**第1号議案** 2023年度事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認について

事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、資料1のとおりとする。

**第2号議案** 事務局規程の一部改正について

事務局規程の一部を以下のとおり改正する。

**【事務局規程】**

改正後	改正前
<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局に次のとおり課を置く。</p> <p>(1) 経営企画課</p> <p><b><u>(2) 人事課</u></b></p> <p><b><u>(3) 調整課</u></b></p> <p><b><u>(4) マーケティング課</u></b></p> <p><b><u>(5) 国際課</u></b></p> <p><b><u>(6) 競技会場第一課</u></b></p> <p><b><u>(7) 競技会場第二課</u></b></p> <p><b><u>(8) 会場整備課</u></b></p> <p><b><u>(9) 宿泊課</u></b></p> <p><b><u>(10) 計画第一課</u></b></p> <p><b><u>(11) 計画第二課</u></b></p> <p><b><u>(12) 情報システム課</u></b></p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(経営企画課の分掌事務)</p> <p>第3条 経営企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) &lt;省略&gt;</p> <p>(10) <b><u>バリアフリー及びユニバーサルデザインの推進</u></b>に関すること。</p> <p>(11)・(12) &lt;省略&gt;</p> <p>(13) <b><u>持続可能性に配慮した取り組み</u></b>に関すること。</p>	<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局に次のとおり課を置く。</p> <p>(1) 経営企画課</p> <p><b><u>(新設)</u></b></p> <p><b><u>(2) 調整課</u></b></p> <p><b><u>(新設)</u></b></p> <p><b><u>(3) 国際課</u></b></p> <p><b><u>(4) 計画課</u></b></p> <p><b><u>(5) 情報システム課</u></b></p> <p><b><u>(新設)</u></b></p> <p><b><u>(6) 宿泊課</u></b></p> <p><b><u>(7) 競技第一課</u></b></p> <p><b><u>(8) 競技第二課</u></b></p> <p><b><u>(新設)</u></b></p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(経営企画課の分掌事務)</p> <p>第3条 経営企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) &lt;省略&gt;</p> <p>(10) <b><u>アクセシビリティガイドライン</u></b>に関すること。</p> <p>(11)・(12) &lt;省略&gt;</p> <p>(13) <b><u>事務局の総務、人事、給与及び服務</u></b>に関すること。</p>

<p>(14) <u>大学連携</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(15)・(16) &lt;省略&gt;</p>	<p>(14) <u>大会ボランティア</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(15)・(16) &lt;省略&gt;</p>
<p><u>第3条の2 経営企画課にパラ統括室を置く。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(パラ総括室の分掌事務)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第3条の3 パラ総括室の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>バリアフリー及びユニバーサルデザインの推進に関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(2) <u>大会移行計画に関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(3) <u>障がい者団体との連絡調整に関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(4) <u>その他前3号に関連する<u>こと</u>。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(人事課の分掌事務)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第3条の4 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>人事、給与及びサービスに関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(2) <u>大会ボランティアに関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(3) <u>その他前2号に関連する<u>こと</u>。</u></p>	
<p><u>(調整課の分掌事務)</u></p>	<p><u>(調整課の分掌事務)</u></p>
<p><u>第3条の5 調整課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p>	<p><u>第3条の2 調整課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p>

<p>(1)～(6) &lt;省略&gt;  (7) 会計に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(8) 契約及び調達に関する<u>こと</u>。</u></p> <p><u>(9) 広報及び広聴に関する<u>こと</u>。</u>  <u>(削除)</u></p> <p>(10) &lt;省略&gt;  <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(11) その他他課の分掌に属さない<u>こと</u>。</u></p> <p><u>(マーケティング課の分掌事務)</u>  <u>第3条の6 マーケティング課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) マーケティングに関する<u>こと</u>。</u></p> <p><u>(2) ライセンシングに関する<u>こと</u>。</u></p> <p><u>(3) チケットに関する<u>こと</u>。</u></p> <p><u>(4) スポンサーの権利保護及びレコグニションに関する<u>こと</u>。</u></p> <p><u>(5) 大会ブランドの開発、保護及び管理に関する<u>こと</u>。</u></p>	<p>(1)～(6) &lt;省略&gt;  (7) 会計<u>及び契約、調達等</u>に関する<u>こと</u>。  <u>(新設)</u></p> <p><u>(8) 広報及び広聴に関する<u>こと</u>。</u></p> <p><u>(9) 大会ブランドの開発、保護及び管理に関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(10) &lt;省略&gt;  <u>(11) 大学連携に関する<u>こと</u>。</u>  <u>(12) 文化プログラムに関する<u>こと</u>。</u></p> <p><u>(13) サイネージに関する<u>こと</u>。</u></p> <p><u>(14) その他他課の分掌に属さない<u>こと</u>。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

<p><u>(6) サイネージに関すること。</u> <u>(7) その他前各号に関連すること。</u></p> <p>(国際課の分掌事務)</p> <p><u>第3条の7</u> 国際課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) &lt;省略&gt; (3) <u>OCA及びAPCの総会、理事会</u>、調整委員会等の準備及び運営に関すること。 (4)～(8) &lt;省略&gt; <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(9)</u> 式典及び聖火リレーに関すること。 <u>(10) 文化プログラムに関すること。</u> <u>(11)</u> その他前各号に関連すること。</p> <p><u>(競技会場第一課及び競技会場第二課の分掌事務)</u> <u>第3条の8</u> 競技会場第一課及び競技会場第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(国際課の分掌事務)</p> <p><u>第3条の3</u> 国際課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) &lt;省略&gt; (3) <u>OCA理事会、APC理事会</u>、調整委員会等の準備及び運営に関すること。 (4)～(8) &lt;省略&gt; <u>(9) マーケティングに関すること。</u> <u>(10) ライセンシングに関すること。</u> <u>(11) チケットに関すること。</u> <u>(12) スポンサーの権利保護及びレコグニションに関すること。</u> <u>(13)</u> 式典及び聖火リレーに関すること。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(14)</u> その他前各号に関連すること。</p> <p>(計画課の分掌事務) <u>第4条</u> 計画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 警備に関すること。</u> <u>(2) アクレディテーションに</u></p>
---	---

- (1) 競技の計画及び運営に関すること。
- (2) 国際競技連盟 (IF)、アジア競技連盟 (AF)、国内競技団体 (NF) 等との連絡調整に関すること。
- (3) 競技会場の計画及び運営に関すること。
- (4) 練習会場に関すること。
- (5) テストイベントに関すること。
- (6) その他前各号に関連すること。

(会場整備課の分掌事務)

第3条の9 会場整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 競技会場の整備に関すること。
- (2) 競技会場のエネルギーに関すること。
- (3) その他前2号に関連すること。

関すること。

- (3) 清掃及び廃棄物に関すること。
- (4) 飲食サービスに関すること。
- (5) 輸送に関すること。
- (6) ロジスティクスに関すること。
- (7) 出入国に伴うサービスに関すること。
- (8) 医療サービスに関すること。
- (9) アンチ・ドーピングに関すること。
- (10) その他前各号に関連すること。

(情報システム課の分掌事務)

第4条の2 情報システム課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報基盤整備及び情報システムの構築に関すること。
- (2) サイバーセキュリティに関すること。
- (3) 国際映像に関すること。
- (4) 報道 (報道機関との連絡調整及び報道機関への対応の総合調整を除く。) に関すること。
- (5) その他前各号に関連すること。

(宿泊課の分掌事務)

第3条の10 <省略>

(計画第一課の分掌事務)

第3条の11 計画第一課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 警備に関すること。
- (2) アクレディテーションに関すること。
- (3) 清掃及び廃棄物に関すること。
- (4) 飲食サービスに関すること。
- (5) 医療サービスに関すること。
- (6) アンチ・ドーピングに関すること。
- (7) その他前各号に関連すること。

(計画第二課の分掌事務)

第4条 計画第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 輸送に関すること。
- (2) ロジスティクスに関すること。
- (3) 出入国に伴うサービスに

(宿泊課の分掌事務)

第4条の3 <省略>

(競技第一課及び競技第二課の分掌事務)

第5条 競技第一課及び競技第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 競技の計画及び運営に関すること。
- (2) 国際競技連盟 (IF)、アジア競技連盟 (AF)、及び国内競技団体 (NF) 等との連絡調整に関すること。
- (3) 競技会場の計画及び運営に関すること。
- (4) 競技会場の整備に関すること。
- (5) 競技会場のエネルギーに関すること。
- (6) 練習会場に関すること。
- (7) テストイベントに関すること。
- (8) その他前各号に関連すること。

(新設)

<p><u>関すること。</u></p> <p><u>(4) その他前3号に関連すること。</u></p> <p><u>(情報システム課の分掌事務)</u></p> <p><b>第5条 情報システム課の分掌事務は、次のとおりとする。</b></p> <p><u>(1) 大会情報システム及び通信環境の構築に関すること。</u></p> <p><u>(2) サイバーセキュリティに関すること。</u></p> <p><u>(3) 国際映像に関すること。</u></p> <p><u>(4) 報道（報道機関との連絡調整及び報道機関への対応の総合調整を除く。）に関すること。</u></p> <p><u>(5) その他前各号に関連すること。</u></p> <p><u>(各課の執行体制)</u></p> <p>第5条の2 事務局長は、<b><u>第3条及び第3条の3から第5条まで</u></b>に定める事務を処理するため、課に当該所属の分掌事務を分担する執行体制を定めることができる。</p> <p><u>(職員)</u></p> <p>第6条 事務局に次に掲げる職員を置く。</p> <p>(1)～(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(5) 前各号に掲げる職以外の職員</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(各課の執行体制)</u></p> <p>第5条の2 事務局長は、<b><u>前7条</u></b>に定める事務を処理するため、課に当該所属の分掌事務を分担する執行体制を定めることができる。</p> <p><u>(職員)</u></p> <p>第6条 事務局に次に掲げる<b><u>一般職</u></b>の職員を置く。</p> <p>(1)～(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(5) 前各号に掲げる職以外の<b><u>一般職</u></b>の職員</p>
--	---

<p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(職 務)</p> <p>第10条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 <b>第6条第1項第3号に規定する職員</b>は、上司の命を受け、所管する課の業務及び必要な業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4・5 &lt;省略&gt;</p> <p>(代 決)</p> <p>第14条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 次の各号に掲げる者に事故があるとき又はその者が欠けたときは、それぞれ当該各号に定める者がその事案を代決することができる。</p> <p>(1) 事務局長 事務局次長<b>級職員</b></p> <p>(2) 事務局次長<b>級職員</b> 課長級職員</p> <p>(3) 課長級職員 課長<b>級職員</b>があらかじめ指定する者</p>	<p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(職 務)</p> <p>第10条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 <b>課長</b>は、上司の命を受け、所管する課の業務及び必要な業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4・5 &lt;省略&gt;</p> <p>(代 決)</p> <p>第14条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 次の各号に掲げる者に事故があるとき又はその者が欠けたときは、それぞれ当該各号に定める者がその事案を代決することができる。</p> <p>(1) 事務局長 事務局次長</p> <p>(2) 事務局次長 課長級職員</p> <p>(3) 課長級職員 課長があらかじめ指定する者</p>
--	--

**第3号議案**      コンプライアンス規程の一部改正について

コンプライアンス規程の一部を以下のとおり改正する。

**【コンプライアンス規程】**

改正後	改正前
<p>(事務局におけるコンプライアンスの統括及び推進)</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 推進責任者は、<b>事務局次長</b> <u>(コンプライアンスに関することを所管する課(以下「所管課」という。)を担任する者に限る。)</u>とする。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 推進責任者は、この法人の事務局におけるコンプライアンスに係る体制の構築に関する業務を実施する。</p> <p><b>5 推進担当者は、この法人の事務局におけるコンプライアンスの推進に関する業務を実施する。</b></p> <p>(職 務)</p> <p>第4条 <b>所管課</b>においては、次に掲げるコンプライアンスに係る体制の構築及び推進に関することをその職務とする。</p> <p>(1)～(3) &lt;省略&gt;</p> <p>(役員及び職員の責務)</p> <p>第6条 &lt;省略&gt;</p>	<p>(事務局におけるコンプライアンスの統括及び推進)</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 推進責任者は、コンプライアンスに関することを所管する課の<b>課長</b>とする。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 推進責任者は、この法人の事務局におけるコンプライアンスに係る体制の構築<b>及び推進</b>に関する業務を実施する。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>(職 務)</p> <p>第4条 <b>総務課</b>においては、次に掲げるコンプライアンスに係る体制の構築及び推進に関することをその職務とする。</p> <p>(1)～(3) &lt;省略&gt;</p> <p>(役員及び職員の責務)</p> <p>第6条 &lt;省略&gt;</p>

<p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 役員及び職員は、前項において、緊急を要する場合、適切な通信手段がない場合など、前項に定める照会等が困難であった場合は、事後速やかに<b>推進</b>責任者に報告しなければならない。</p> <p>4・5 &lt;省略&gt;</p>	<p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 役員及び職員は、前項において、緊急を要する場合、適切な通信手段がない場合など、前項に定める照会等が困難であった場合は、事後速やかに<b>統括</b>責任者に報告しなければならない。</p> <p>4・5 &lt;省略&gt;</p>
---	---

**第4号議案** 就業規程の一部改正について

就業規程の一部を以下のとおり改正する。

**【就業規程】**

改正後	改正前
<p>(年次休暇)</p> <p>第22条 &lt;省略&gt;</p> <p>2～4 &lt;省略&gt;</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>5 第1項の規定により、一年度年に与えられる年次休暇の日数のうちその年度に受けなかった日数があるときは、その日数のうち、その年度における年次休暇の20日を超えない範囲</u></p>	<p>(年次休暇)</p> <p>第22条 &lt;省略&gt;</p> <p>2～4 &lt;省略&gt;</p> <p><u>5 第1項の出勤率の算定に当たっては、次の各号に掲げる期間については出勤したのものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(1) 年次休暇を取得した期間</u></p> <p><u>(2) 第24条第1号に規定する特別休暇を取得した期間</u></p> <p><u>(3) 第25条に規定する介護休暇を取得した期間及び公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会育児休業等に関する規程第2条第1項に規定する育児休業を取得した期間</u></p> <p><u>(4) 第23条に規定する療養休暇(業務上の負傷又は疾病による場合に限る。)を取得した期間</u></p> <p><u>6 付与日から1年以内に取得しなかった年次休暇は、付与日から2年以内に限り繰り越して取得することができる。</u></p>

<p><u>内の残日数(1日未満の端数を 含む。)をその翌年度に限り繰 り越すことができる。</u></p> <p><u>6・7</u> &lt;省略&gt;</p>	<p><u>7・8</u> &lt;省略&gt;</p>
---	------------------------------

**第5号議案** 職員の給与に関する規程の一部改正について

職員の給与に関する規程の一部を以下のとおり改正する。

**【職員の給与に関する規程】**

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第30条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 <b>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項</b>に規定する育児短時間勤務を承認されている職員の給料は、1週間当たりの勤務時間を就業規程第13条第1項又は派遣職員等就業規程第9条規定する1週間についての勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 &lt;省略&gt;</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第30条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 <b>公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会育児休業等に関する規程第2条第6項</b>に規定する育児短時間勤務を承認されている職員の給料は、1週間当たりの勤務時間を就業規程第13条第1項又は派遣職員等就業規程第9条規定する1週間についての勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 &lt;省略&gt;</p>

**第6号議案** 役員等旅費規程の一部改正について

役員等旅費規程の一部を以下のとおり改正する。

**【役員等旅費規程】**

改正後	改正前
<p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 &lt;省略&gt;</p> <p>2～7 &lt;省略&gt;</p> <p>8 旅行雑費は、実費額により支給する。</p> <p>9 &lt;省略&gt;</p> <p>(旅行雑費)</p> <p>第15条 旅行雑費は、<b>支給しない</b>。</p>	<p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 &lt;省略&gt;</p> <p>2～7 &lt;省略&gt;</p> <p>8 旅行雑費は、<b>旅行中の日数に応じ一日当たりの定額又は実費額</b>により支給する。</p> <p>9 &lt;省略&gt;</p> <p>(旅行雑費)</p> <p>第15条 旅行雑費の額は、<b>1日につき200円とする。ただし、旅行雑費を支給することができるのは、旅行命令により旅行をした者に限る。</b></p>

**第7号議案** 旅費規程の一部改正について

旅費規程の一部を以下のとおり改正する。

**【旅費規程】**

改正後	改正前
<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 &lt;省略&gt;</p> <p>2～7 &lt;省略&gt;</p> <p>8 旅行雑費は、実費額により支給する。</p> <p>9～11 &lt;省略&gt;</p> <p>(旅行雑費)</p> <p>第16条 旅行雑費は、<b>支給しない。</b></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 &lt;省略&gt;</p> <p>2～7 &lt;省略&gt;</p> <p>8 旅行雑費は、<b>旅行中の日数に応じ一日当たりの定額又は実費額</b>により支給する。</p> <p>9～11 &lt;省略&gt;</p> <p>(旅行雑費)</p> <p>第16条 旅行雑費の額は、<b>1日につき200円とする。</b></p> <p><b>2 旅行雑費は、名古屋市外への旅行に支給する。</b></p>

## 第8号議案 マーケティング代理店の決定方法について

2020年3月23日に開催した、一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会第5回理事会において決議のあった「第4号議案 マーケティング専任代理店の決定方法について」について、以下のとおり決定方法を改定する。

- ・マーケティング代理店を公募し、企画競争を実施する。
- ・外部有識者を含めた選定委員会を設け、提案を評価する。
- ・選定委員会の評価を踏まえ、代表理事が代理店候補企業を決定する。
- ・代理店候補企業との間で、契約条件を調整する。
- ・契約条件が調い次第、代表理事が代理店（案）を提案し、理事会の決議を経て、代理店契約を締結する。

(参考：一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会第5回理事会第4号議案【2020.3.23開催】)

### 第4号議案 マーケティング専任代理店の決定方法について

マーケティング専任代理店の決定方法については、以下のとおりとする。

- ・国際スポーツ大会におけるマーケティング代理店としての実績や企業の事業規模等を考慮して抽出した、国内大手広告代理店を対象とする企画競争を実施する。
- ・外部有識者を含めた選定委員会を設け、広告代理店の提案を評価する。
- ・選定委員会の評価を踏まえて、代表理事が専任代理店候補企業を決定する。
- ・専任代理店候補企業との間で、契約条件を調整する。
- ・契約条件が整い次第、代表理事が専任代理店（案）を提案し、理事会の決議を経て、専任代理店契約を締結する。

## 【報告事項】

### 報告事項 1 特別顧問及び顧問の決定について

特別顧問及び顧問として、以下の者を決定した。

役職名	氏名	所属等
特別顧問	小林 健	日本商工会議所会頭
顧問	稲葉 延雄	日本放送協会会長
	遠藤 龍之介	一般社団法人日本民間放送連盟会長

## 報告事項2 大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針（案）について

### （1）趣旨

指針は、スポーツ庁が設置する「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の決議を受けて、円卓会議の下に設置（2022年11月14日）された「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム」が作成するもの。

大会の準備及び運営に関する事業の実施を目的とする組織委員会その他の団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範を定めるもの。

### （2）指針（案）の内容（2023年2月10日現在）

<主なポイント>

#### ○コンプライアンス強化

コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス強化に係る方針・計画の策定及びその推進・点検を実施する

#### ○利益相反管理

利益相反を管理するための委員会を設置するとともに、利益相反ポリシーを策定し、客観性・透明性のある手続を確保する

#### ○マーケティング事業

スポンサー選定方針などの規程を整備するとともに、マーケティング業務に係る第三者との業務委託契約において第三者の報告義務や組織委員会による第三者の監督権限を明示する

#### ○調達

適切に利益相反を管理できる調達の仕組みや、大会の実施に向けて期限の遅れなく必要な調達ができる仕組みを構築する

○情報開示

法令に基づき開示する情報以外も必要に応じて主体的、積極的に情報開示を実施する

**(3) 今後の対応**

指針の内容を踏まえ、組織委員会として必要な対応を検討し、理事会に諮り、適切なガバナンス体制の整備を図る。

<想定する主な対応>

- コンプライアンス委員会、利益相反管理委員会等の設置
- 利益相反ポリシーやスポンサー選定方針などの各種規程等の整備
- コンプライアンス強化のための役職員等への研修の実施
- 適切な情報開示の実施

### **報告事項 3** 職務執行状況について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 91 条及び定款第 26 条第 6 項の規定に基づき、代表理事の職務の執行状況を、資料 2 のとおり報告する。

2023年度

事業計画書、収支予算書

並びに

資金調達及び設備投資の見込みを

記載した書類

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

# 目 次

1	事業計画書	1
2	収支予算書（正味財産増減予算書）	5
3	資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	7

# 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

## 2023年度 事業計画書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

2026年の第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下「第20回アジア競技大会」という）及び愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会（以下「第5回アジアパラ競技大会」という）の成功に向け、一体的に準備に取り組み、各分野の事業を着実に推進する。

2023年度は、第19回アジア競技大会（2022/杭州）及び杭州2022アジアパラ競技大会（以下「杭州大会」という。）が開催されることから、愛知・名古屋大会の積極的なPRを通じ機運醸成を図るとともに、大会の運営等の情報収集を行い、大会に関する幅広い知見を第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の準備及び運営に活かしていく。

### 1 競技

- ・第20回アジア競技大会実施競技の決定に向けて、アジア5地域及びアジア・オリンピック評議会（OCA）提案競技に係るOCAとの調整や組織委員会提案競技の選考方法及び選考スケジュールについて、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）等との調整を進める。

〈参考〉第20回アジア競技大会の実施競技

①パリオリンピック実施競技	【32競技】
②アジア5地域での普及を考慮して決定される競技	【5競技】
③組織委員会提案競技	【最大2競技】
④OCA提案競技	【最大2競技】

- ・第5回アジアパラ競技大会実施競技の決定に向けて、アジア・パラリンピック委員会（APC）との調整を進める。

〈参考〉第5回アジアパラ競技大会の実施競技 【18競技（想定）】

### 2 競技大会施設

#### (1) 競技会場

- ・第20回アジア競技大会の調整中の競技会場の仮決定に向けて、引き続き国内競技団体や施設所有者等との調整を進める。
- ・第5回アジアパラ競技大会の競技会場の選定に向けて、国内競技団体や施設所有者等との調整を進める。
- ・モデル会場で大会当日を想定した図上演習を行い、会場運営計画を策定する。また、他の会場で会場運営計画を策定する際の検討項目や確認項目をま

とめた会場運営計画策定マニュアルを作成する。

- ・2024年度から実施予定の競技会場仮設整備の実施設計に向けて、競技会場仮設整備の基本設計を実施する。

## (2) 選手村

- ・2022年度に作成した選手村運営基本構想を基に、各施設で提供されるサービス、機能及び具体的な運営方法についてさらに詳細に検討し、選手村基本計画を作成するとともに、基本計画を踏まえ、仮設施設の基本設計を実施する。また、2022年度より実施している後利用施設の選手村仕様基本設計を踏まえ、後利用施設の選手村仕様実施設計を実施する。
- ・メイン選手村から離れた競技会場を使用する選手団について、ダイニングやランドリー等のサービスや機能を中心に、選手宿泊施設運営の具体的な方法を検討する。また、2023年度上期までに作成予定の仮配宿計画に基づき、今後決定する選手団規模や選手宿泊地域を踏まえ、各宿泊施設との交渉及び契約に着手する。

## 3 大会関係者の宿泊

- ・2023年度上期までに作成予定の仮配宿計画に基づき、今後決定する各大会関係者の規模を踏まえ、各宿泊施設との交渉及び契約に着手する。

## 4 大会関係者及び観客の輸送

- ・大会関係者輸送に関するバス運行計画、車両・運転手確保及び運行管理体制の検討、輸送車両を管理するための拠点計画の策定並びに仮配宿計画を踏まえた輸送拠点間の輸送ルートの検討等を実施する。
- ・輸送計画Ver. 1の作成を進める。

## 5 情報技術及びメディア

- ・大会情報システムについて、開発や運用方針にかかる検討を進める。
- ・放送分野について、総合計画案の更新や国際放送センター（IBC）運用基本計画の作成、杭州大会の調査を実施する。
- ・報道分野について、過去大会の実績や杭州大会の調査を基に、メインプレスセンター（MPC）、サブプレスセンター（SPC）における報道関係者へのサービスレベルを検討する。
- ・IBCとMPCを統合したメインメディアセンター（MMC）について、杭州大会MMCの調査や関係機関との協議を踏まえ、施設の仕様を検討する。

## 6 国際関係

- ・OCA及びAPCの総会や理事会等へ出席し、進捗報告を行うとともに、愛知・名古屋で調整委員会を開催し、OCA及びAPC幹部等関係者向け視察対応を行う。
- ・2023年9月・10月開催の杭州大会について現地調査を行う。

## 7 警備

- ・2022年度に警備計画を作成した競技会場以外の競技会場の警備計画を作成するとともに、警備ガイドラインVer.1からより精度を上げた警備ガイドラインVer.2を作成する。

## 8 宣伝活動

- ・愛知・名古屋大会の認知度を向上させるため、杭州大会の開催等に合わせ、SNSやポスター等を活用し、PRを実施する。
- ・愛知学長懇話会内に設置された「2026年アジア競技大会・アジアパラ競技大会専門委員会」（以下「専門委員会」という）との連携協定の締結に向けて、調整を進める。また、専門委員会と連携して、学生が主体となって活躍する取組を実施し、大会の機運醸成を図る。

## 9 マーケティング

- ・マーケティング活動を担う代理店と契約を締結し、スポンサー（パートナー）候補企業へのセールスを開始する。
- ・大会公式グッズの開発・販売を開始する。
- ・大会エンブレムやマスコットなどの制作を通じて大会ブランドを含めた大会全体のビジュアルアイデンティティ（VI）の統一化を図るためのVI計画を作成する。
- ・組織委員会と共に大会のチケットングを進めていくチケット事業者を選定し、チケットシステムの要件定義等チケット販売に向けた準備を進める。

## 10 式典及び文化プログラム

- ・開閉会式について、テーマ・コンセプトや運営方針を定めるため、基本計画を策定する。
- ・聖火リレーについて、基本計画を策定するとともに、県内市町村と内容や場所等の調整を進める。
- ・文化プログラムについて、基本計画を策定するとともに、具体的な内容を検討するため、県内市町村との調整を進める。

## 11 アジアパラ競技大会に向けた準備

- ・開催都市契約の締結に向けて、APC、日本パラリンピック委員会（JPC）並びに開催都市である愛知県及び名古屋市と調整を進める。
- ・過去大会や第20回アジア競技大会の情報を参考に、第5回アジアパラ競技大会における大会開催基本計画を作成する。
- ・開催都市とバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に係るハード・ソフトの対応策等を検討し、組織委員会の各計画に反映させる。

**公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会**  
**2023年度 収支予算書（正味財産増減予算書）**  
（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1. 経常増減の部</b>			
<b>(1) 経常収益</b>			
<b>①受取負担金等</b>	6,451,954	0	6,451,954
愛知県受取負担金	4,269,241	0	4,269,241
名古屋市受取負担金	2,134,621	0	2,134,621
民間助成金	48,092	0	48,092
<b>経常収益計</b>	<b>6,451,954</b>	<b>0</b>	<b>6,451,954</b>
<b>(2) 経常費用</b>			
<b>①事業費</b>	6,998,820		6,998,820
給料手当	492,842		492,842
賞与引当金繰入額	43,235		43,235
法定福利費	100,672		100,672
福利厚生費	1,562		1,562
会議費	10,434		10,434
渉外費	188,555		188,555
旅費交通費	50,770		50,770
通信運搬費	17,027		17,027
消耗什器備品費	44,456		44,456
消耗品費	17,812		17,812
印刷製本費	5,720		5,720
光熱水費	4,479		4,479
賃借料	65,555		65,555
謝金	40,480		40,480
租税公課	6,828		6,828
支払手数料	1,638		1,638
広告宣伝費	69,375		69,375
委託費	5,830,940		5,830,940
研修費	4,830		4,830
廃棄物処理費	79		79
減価償却費	706		706
支払利息	825		825

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
<b>②管理費</b>		<b>101,480</b>	<b>101,480</b>
役員報酬		200	200
給料手当		9,564	9,564
賞与引当金繰入額		1,768	1,768
法定福利費		5,973	5,973
福利厚生費		426	426
会議費		4,372	4,372
渉外費		1,773	1,773
旅費交通費		4,694	4,694
通信運搬費		4,623	4,623
消耗什器備品費		12,124	12,124
消耗品費		4,858	4,858
印刷製本費		1,560	1,560
光熱水費		1,222	1,222
賃借料		17,747	17,747
謝金		9,978	9,978
租税公課		1,862	1,862
支払手数料		173	173
委託費		17,992	17,992
研修費		132	132
廃棄物処理費		22	22
減価償却費		193	193
支払利息		224	224
経常費用計	6,998,820	101,480	7,100,300
当期経常増減額	△546,866	△ 101,480	△ 648,346
<b>2. 経常外増減の部</b>			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 546,866	△ 101,480	△648,346
一般正味財産期首残高	1,389,426	510,097	1,899,523
一般正味財産期末残高	842,560	408,617	1,251,177
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
受取負担金	1,000,000	0	1,000,000
愛知県受取負担金	1,000,000	0	1,000,000
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	1,000,000	0	1,000,000
指定正味財産期首残高	3,000	0	3,000
指定正味財産期末残高	1,003,000	0	1,003,000
<b>III 指定正味財産期末残高</b>	<b>1,845,560</b>	<b>408,617</b>	<b>2,254,177</b>

## 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

### 1 資金調達の見込みについて

当年度における借入予定

株式会社三菱 UFJ 銀行から管理職員給与の一部の財源確保のため、  
195,903,225 円の借入を予定している。

返済予定日：2024年3月31日

### 2 設備投資の見込みについて

当期間中における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。

開催までの主な取組予定

参考 1

区分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度～2026年度
競技	競技の決定 OCAや各競技団体の 会場確認等		競技プログラム決定 → 選手エントリー	
競技会場	会場の仮決定 共通仮設物 標準仕様の作成等 会場運営計画の検討	基本設計	実施設計・工事 テストイベント実施	仮設 撤去
選手村	選手村運営基本構想作成 後利用施設基本設計 (選手村仕様)	選手村基本計画作成 後利用施設実施設計 (選手村仕様) 仮設施設基本設計	運営マニュアル作成 後利用施設施工 仮設施設実施設計・ 施工	運営テスト 仮設 撤去
大会関係者の宿泊	仮配宿計画作成		宿泊施設との 交渉・契約 → 配宿管理	
大会関係者及び観客 の輸送	輸送計画 Ver. 1作成		輸送計画 Ver. 2作成 → 運行計画作成	
情報技術・メディア	大会情報システム 要件定義	設計・開発		運用(一部先行稼働)
	競技映像制作方針の検討 HB総合計画Ver. 1作成	HB総合計画Ver. 2作成	HB総合計画Ver. 3作成	放送者マニュアル作成 HB総合計画Ver. 4作成 世界放送者会議 世界報道会議
	プレスサービスの検討	運営基本計画	運営実施計画	プレスハンド ブック作成
	MMC基本計画作成	施設仕様の検討	設計 施工・運営	
国際関係	OCA総会等での進捗報告	杭州大会現地調査 OCAの開催準備状況確認への 対応(調整委員会の開催等)		
警備	警備ガイドライン (V1) 作成	警備ガイドライン 作成(逐次改定) 警備計画作成 (順次作成、逐次改定)		
宣伝活動	広報・PR 杭州との 共同PR 連携協定に向けた 調整	大学と連携した 取組の実施	杭州大会に合わせた 広報・PR PRアンバサダー任命	アンバサダーの活用
マーケティング		アジアパラ競技大会 エンブレムの作成 大会マスコットの 検討・作成	スポンサー交渉 公式グッズ販売開始 VIの計画・施行	チケット販売
式典及び文化プロ グラム	文化プログラム 基本計画作成	開閉会式・聖火リレー 基本計画作成 文化プログラム 実施計画作成	開閉会式・聖火リレー 実施計画作成	開閉会式・聖火リレー 運営プログラム作成 文化プログラム 運営計画作成 聖火リレー
アジアパラ競技大会 に向けた準備	第5回アジアパラ競技大会開催決定 APCとの協議 バリアフリー・ユニバーサルデザインの 推進に係る対応策等の検討	開催都市契約締結	大会基本計画の 作成 対応策等の実施	

第19回アジア競技大会・第4回アジアパラ競技大会(中国・杭州)

第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会(愛知・名古屋)

主な事業

仮設  
撤去

## 第 20 回アジア競技大会 競技会場の検討状況一覧表

### 《開催都市契約に基づく実施競技》

- ①2024 年パリオリンピックで実施される競技（開催都市であるパリが提案する競技を含む）
- ②アジア 5 地域（中央アジア、東アジア、南アジア、東南アジア及び西アジア）での普及を考慮して決定される 5 競技（各地域 1 競技）
- ③OCA から提案される最大 2 競技
- ④組織委員会が提案する最大 2 競技

区分	競技	種別	仮決定会場
1	水泳	競泳／飛込	① 名古屋市総合体育館 [レインボープール]
		アーティスティックスイミング	② 古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 [ToBiO]
		水球	③ 春日井市温水プール
		マラソンスイミング	－ 調整中
2	アーチェリー	(トラック／フィールド)	④ 岡崎中央総合公園多目的広場他
3	陸上競技	(トラック／フィールド)	⑤ 名古屋市瑞穂公園陸上競技場
		(マラソン)	⑤ 名古屋市瑞穂公園陸上競技場 (都心コース)
3	陸上競技	(競歩)	⑥ 愛知県庁・名古屋市役所周辺コース
			⑦ 一宮市総合体育館
4	バドミントン		⑧ ウイングアリーナ刈谷
5	バスケットボール	5 × 5	－ 調整中
		3 × 3	－ 調整中
6	ボクシング		⑨ 西尾市総合体育館
7	カヌー・カヤック	スプリント	⑩ 長良川国際レガッタコース
		スラローム	⑪ 矢作川カヌースラロームコース
8	自転車競技	トラックレース	⑫ 伊豆ペロドローム
		ロードレース	⑬ 新城市内発着コース
		マウンテンバイク	⑭ 小幡緑地
		BMX レース	－ 調整中
		BMX フリースタイル	－ 調整中
9	馬術	馬場馬術／総合馬術／障害馬術	⑮ 愛知県森林公園
10	フェンシング		⑯ 愛知県国際展示場 [Aichi Sky Expo]
11	サッカー		⑰ 豊田スタジアム
			⑱ 名古屋市港サッカー場
			⑲ ウェーブスタジアム刈谷
			⑳ 名古屋市瑞穂公園ラグビー場
			㉑ 長良川競技場
			㉒ 小笠山総合運動公園エコパスタジアム
			㉓ 京都府立京都スタジアム
			㉔ 長居陸上競技場
			㉕ ユニバー記念競技場
			㉖ 愛知カンツリー倶楽部東山コース
12	ゴルフ		㉗ 名古屋市総合体育館 [レインボーホール]
13	体操	体操／新体操／トランポリン	㉘ 春日井市総合体育館
14	ハンドボール		㉙ 名古屋市稲永スポーツセンター



区分	競技	種別	仮決定会場	
パリオリンピック実施32競技	15	ホッケー	⑳ 岐阜県グリーンスタジアム	
	16	柔道	㉑ (仮称) 愛知県新体育館	
	17	近代五種	(レーザーラン／馬術)	⑮ 愛知県森林公園
			(フェンシング)	㉘ 春日井市総合体育館
			(水泳)	③ 春日井市温水プール
	18	ボート	⑩ 長良川国際レガッタコース	
	19	ラグビー	㉒ 名古屋市瑞穂公園ラグビー場	
	20	セーリング	㉓ 海陽ヨットハーバー	
	21	射撃	(ピストル／ライフル／クレー)	㉔ 愛知県総合射撃場
	22	卓球		㉕ スカイホール豊田
	23	テコンドー		㉖ 豊橋市総合体育館
	24	テニス		㉗ 名古屋市東山公園テニスセンター
	25	トライアスロン		㉘ 名古屋港ガーデンふ頭周辺コース
	26	バレーボール	バレーボール	㉙ 岡崎中央総合公園総合体育館
			ビーチバレーボール	㉚ 小牧市スポーツ公園総合体育館
	27	ウエイトリフティング		㉛ 名古屋市中小企業振興会館
	28	レスリング	フリースタイル／グレコローマンスタイル	㉜ (仮称) 愛知県新体育館
	29	ブレイキン		－ 調整中
	30	スケートボード		⑯ 愛知県国際展示場 [Aichi Sky Expo]
	31	スポーツクライミング		㉝ 名古屋市国際展示場 [ポートメッセなごや]
	32	サーフィン		㉞ 田原市赤羽根町大石海岸 (ロングビーチ) 他

(注) 仮決定した競技会場については、パリオリンピック実施種別の決定状況、OCAやアジア競技連盟 (AF) 等との調整及び新たな施設の整備等により、変更の可能性あり

## 職務執行状況報告書

(2022年6月14日から2023年3月27日まで)

### 1 競技

- 第20回アジア競技大会実施競技の決定に向けて、アジア5地域及びアジア・オリンピック評議会（OCA）提案競技に係るOCAとの調整や組織委員会提案競技の選考方法及び選考スケジュールについて、JOC等との調整を進めた。

〈参考〉第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）の実施競技

①パリオリンピック実施競技（追加競技含む）	【32競技】
②アジア5地域での普及を考慮して決定される競技	【5競技】
③組織委員会提案競技	【最大2競技】
④アジア・オリンピック評議会（OCA）提案競技	【最大2競技】

### 2 競技大会施設

#### （1）競技会場

- 第20回アジア競技大会の調整中の競技会場の仮決定に向けて、引き続き国内競技団体や施設所有者等との調整を進めた。
- 第5回アジアパラ競技大会の競技会場の選定に向けて、国内競技団体や施設所有者等との調整を進めた。
- 着実な会場整備に向けて、関係者動線や運営諸室等の配置計画を順次作成するとともに、競技会場の共通仮設物の標準仕様の作成等、仮設整備の基本設計に向けた調整、検討を行った。

#### （2）選手村

- 2021年度に作成した選手村施設計画を基に、ダイニングやランドリー等各施設の配置や仕様のほか、提供されるサービスや機能に応じた運営方法、動線等を検討した。また、先行して整備する後利用施設について、選手村仕様に係る基本設計を進めた。
- メイン選手村から離れた競技会場を使用する選手団について、必要となるサービス及び機能、客室数等に応じ、利用候補となる宿泊施設を仮選定し、充足率の調査を行うとともに、仮配宿計画の作成を進めた。

### 3 大会関係者の宿泊

- ・OCAファミリーやAPCファミリー、メディア等の大会関係者の区分毎に、配宿基準に応じ、利用候補となる宿泊施設を仮選定し、充足率の調査を行うとともに、仮配宿計画の作成を進めた。

### 4 大会関係者及び観客の輸送

- ・2021年度までに行った競技会場輸送に関する調査を踏まえ、輸送手段や輸送ルート等の検討を行い、輸送計画Ver. 1の作成を進めている。また、空港や宿泊施設の輸送に関する具体の運用について、検討を進めた。

### 5 メディア

- ・放送権者へ提供する競技映像・音声について、クオリティなどの制作方針を検討した。
- ・報道関係者及び放送事業者の活動拠点となるメインメディアセンター（MMC）の設置に向け、機能・規模を整理し、基本計画を作成した。

### 6 国際関係

- ・2022年10月に開催されたOCA総会及び12月に開催されたAPC理事会において、大会開催準備状況を報告した。
- ・2022年10月にOCA役員が来名した際に、準備状況の進捗説明及び競技会場の視察対応を行った。
- ・2023年に開催が延期となった第19回アジア競技大会（2022/杭州）及び杭州2022アジアパラ競技大会の現地調査に向け準備を進めた。

### 7 警備

- ・競技会場10会場の警備計画及び警備ガイドラインVer. 1を作成した。引き続き他の競技会場の警備計画及び精度を上げた警備ガイドラインVer. 2の作成に向けた検討を進めた。

### 8 宣伝活動

- ・地域と連携して大会機運の醸成を図るための仕組みを策定するとともに、大会通信の発行、アスリートや県民市民が参加した企画のSNSでの発信等のPRを実施した。
- ・愛知学長懇話会内に設置された「2026年アジア競技大会・アジアパラ競技大会専門委員会」、開催都市である愛知県及び名古屋市と大学連携についての意

見交換及び方向性の確認を実施した。

## 9 マーケティング

- ・ スポンサー（パートナー）獲得等を担うマーケティング専任代理店候補企業との契約が締結に至らなかったことから、改めて公募でのマーケティング代理店選定に向けて、準備を進めた。

## 10 アジアパラ競技大会に向けた準備

- ・ 開催都市契約締結に向けて、APC、日本パラリンピック委員会（JPC）並びに開催都市と調整を行った。
- ・ 開催都市契約締結後速やかにAPCに提出することができるよう、大会開催基本計画の策定に向けた準備を進めた。
- ・ 他の大規模国際イベントや東京2020の事例等の情報収集を行い、開催都市とアクセシビリティ対応に係る整理を行った。